

袖ヶ浦市

男女共同参画計画 第3次

目次

計画策定の趣旨	1
計画の性格	1
計画の期間	2
計画の推進	2
計画のポイント	2
施策の体系	3
指標の設定	4
計画の概要	5

袖ヶ浦市

平成26年3月

男女がともに個性や能力を生かし、 自らの選択により参画できる社会の実現

1 計画策定の趣旨

平成11年6月に、男性と女性が性別にとらわれず能力を発揮し、互いを尊重しつつ責任を分かち合える社会づくりを進めていくため、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この法律では、市町村における男女共同参画社会の形成に関する基本計画の策定を努力義務として規定しており、このことを受けて本市では平成12年3月に「袖ヶ浦市男女共同参画計画 パートナープランそでがうら」を策定しました。また、パートナープランそでがうらの計画期間終了に合わせて、平成19年3月に「袖ヶ浦市男女共同参画計画～第2次～」を策定しました。この計画は、平成19年度から平成25年度を計画期間とするもので、この間、男女共同参画について総合的な取り組みを行ってきましたが、人々の意識や生活の中では、固定的な性別による役割分担意識が依然として残っており、なお一層の意識改革が必要となっています。

一方、平成19年7月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。)」が改正され、配偶者等からの暴力の防止に向けた基本計画の策定が市町村の努力義務として新たに規定されました。また、同年12月には「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が官民トップ会議により策定され、男女共同参画社会の実現に向けた新たな取り組みや強化する取り組みの方向性が示されました。さらに平成21年6月には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が一部改正されるなど、法律や制度面で男女共同参画を推進するための基盤は整備されてきています。

このような流れの中で、男女共同参画社会の実現に向けて、これまでの課題を踏まえつつ、社会情勢の変化などに対応する取り組みを盛り込み、施策を総合的かつ効果的に推進するため「袖ヶ浦市男女共同参画計画～第3次～」を策定するものです。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(市町村男女共同参画計画)」にあたります。
- (2) 第1次及び第2次の「袖ヶ浦市男女共同参画計画」の理念や成果を継承し、社会情勢を踏まえた計画とします。
- (3) 本計画は、福祉、子育て、就業をはじめ、多岐の分野と関連するため、関連する分野別計画との整合を図ります。
- (4) 本計画の基本目標の体系中、 - 3 及び - 4 に掲げる施策については、DV防止法第2条の3第3項に規定されている「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)」とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

ただし、国内外の情勢の変化や国の制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

4 計画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、社会背景を認識したうえで、すべての分野で総合的、計画的に施策を推進することが必要です。そのためには、行政のみならず、各事業所等や関係機関、そしてなにより市民一人ひとりが、それぞれの立場で本計画の目的を理解し、取り組んでいくことが必要です。

また、本計画の個々の施策の進捗状況を定期的に点検・評価し、進行管理を行います。

5 計画のポイント

(1) 年代、性別などを越えた男女共同参画の意識づくり

- ・男女平等意識の分野ごとの格差、男女の意識の差
- ・男女の性差を考慮したうえでの平等、互いの思いやりに根付いた平等の周知と、DVの詳細な内容の周知
- ・DVの社会問題化に伴う相談体制等の整備



基本目標 男女が互いに理解しあう意識づくり

(2) 社会における男女共同参画の推進

- ・就労支援や保育サービスの充実が必要
- ・地域活動における男女の参加促進
- ・仕事、家庭、地域活動等のバランスが取れた環境整備



基本目標 男女がともに個性・能力を発揮できる社会環境づくり

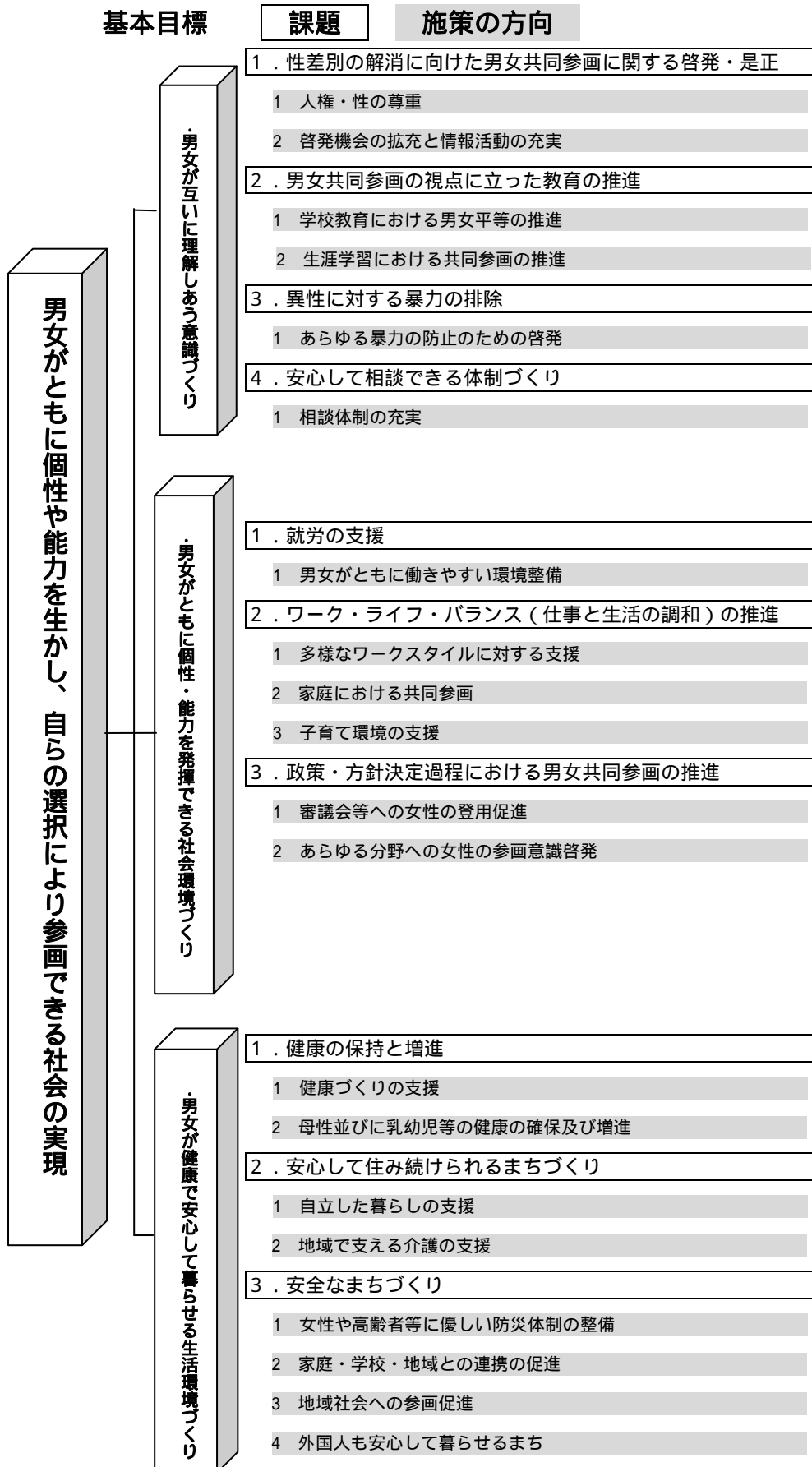
(3) 生活の中での男女共同参画のための取り組み

- ・健康づくりの推進、母性保護・母子保健の充実
- ・高齢者の介護サービスや障害者の支援を充実による負担・不安の解消
- ・男女の性差を意識した防災等の取り組み



基本目標 男女が健康で安心して暮らせる生活環境づくり

6 施策の体系



7 指標の設定

計画を実効性のあるものとするため、男女共同参画を推進する視点に基づいた指標を設定し、計画の点検・評価を行い、計画の達成状況を把握します。

なお、第3次計画での目標値は、平成10年からの3回に渡って実施した意識調査の結果推移を参考とし、今回の計画期間が5年であることを勘案して決定しました。

【指標一覧】 1 資料の根拠は「審議会等委員の任用状況調査」による。

基本 目標	指標項目	区分	意識調査結果の推移			目標値
			平成10年	平成17年	平成24年	
	男女の固定的性別役割分担意識を持たない人の割合	全体	49.7%	47.3%	54.8%	60%
	DV防止法を知っている人の割合	全体	-	85.0%	69.0%	100%
	社会通念や風潮の中で男女の地位が平等と感じる人の割合	女性	6.3%	16.8%	19.7%	30%
		男性	31.0%	30.1%	35.1%	40%
	教育の中で男女の地位が平等と感じる人の割合	女性	47.6%	46.1%	53.2%	55%
		男性	62.3%	63.7%	63.7%	70%
	家庭の中で男女の地位が平等と感じる人の割合	女性	38.9%	51.3%	61.5%	65%
		男性	52.2%	70.7%	69.0%	75%
	職場の中で男女の地位が平等と感じる人の割合	女性	10.4%	21.6%	27.7%	30%
		男性	20.9%	34.2%	43.6%	45%
	審議会等における女性委員の割合 ¹	全体	-	22.3%	29.2%	35%
	地域の中で男女の地位が平等と感じる人の割合	女性	18.4%	33.3%	38.5%	45%
		男性	31.0%	46.9%	52.7%	55%

8 計画の概要

基本目標 男女が互いに理解しあう意識づくり

課題

1. 性差別の解消に向けた男女共同参画に関する啓発・是正
2. 男女共同参画の視点に立った教育の推進
3. 異性に対する暴力の排除
4. 安心して相談できる体制づくり

男女共同参画に対する意識をより一層浸透させるため、様々な手段で市民への啓発を行い、男女共同参画を推進します。また、男女共同参画社会の実現を阻害する暴力を根絶し、男女の人権が尊重されるまちづくりを進めるため、DV防止と被害者の保護・自立に向けた支援の推進に努めます。

基本目標 男女がともに個性・能力を発揮できる社会環境づくり

課題

1. 就労の支援
2. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
3. 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

男女が差別されることなく、個人の能力を十分に発揮し、意欲と能力を活かして様々な活動に参加していけるよう、就業環境や子育て環境の整備を促進します。また、男性の家事・育児等への参加を含めたワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。

また、男女が対等な立場で政策・方針等への意思決定過程に参画していくため、審議会や委員会等への女性の登用を積極的に推進します。

基本目標 男女が健康で安心して暮らせる生活環境づくり

課題

1. 健康の保持と増進
2. 安心して住み続けられるまちづくり
3. 安全なまちづくり

いつまでもいきいきと暮らせるよう、性別による特徴に応じた健康づくりを進めます。また、高齢者、障害のある人など、様々な立場や家族形態にある人たちが安心して暮らせるよう、生活自立に向けた支援施策を行っていきます。

また、安全なまちづくりについて、女性の視点を取り入れるなどして、防災体制等の整備を進めます。